

住宅瑕疵担保履行法 ～令和5年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ～

住宅瑕疵担保履行法では、年に1回の基準日（毎年3月31日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に届出手続きを行うことが必要です。

届出が必要となる方（基準日前10年間に請負契約または売買契約により新築住宅を引渡したことがある）は、下記期間内に建設業許可あるいは宅建業の免許を受けている行政庁に届出を行ってください。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合、「0件」である旨の届出を行う必要があります。届出を行わない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新たな新築住宅の売買・請負契約の締結が禁止され、監督処分や罰則が適用されることとなりますのでご注意ください。

1. 届出の時期について

基準日	届出期間
3月31日	4月1日～4月21日

2. 届出書類について

届出書類の書式は国土交通省ホームページ「住まいのあんしん総合支援サイト」にてダウンロードできます。
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

【問い合わせ先】

- 大臣免許宅建業者 中部地方整備局建政部 建設産業課 TEL 059-687-8523
- 三重県知事免許宅建業者 三重県県土整備部 建築開発課 TEL 059-224-2708

菟野町と空き家バンク制度に伴う空家の情報提供等に関する協定締結のお知らせ

令和5年2月20日に「菟野町空き家バンク制度に伴う空家の情報提供等に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

空家バンクに物件登録手続きができるのは、専任あるいは専属専任媒介契約を締結した宅建業者となっておりますので、空家バンクへの物件登録にご協力ください。

また、空家の活用及び流通の促進を図る協定の趣旨をご理解いただき、是非、協力媒介業者として登録のお申込みをお願い申し上げます。

尾鷲市、紀北町 土砂災害警戒区域の指定及び指定解除について

三重県県土整備部

今般、尾鷲市、紀北町において、土砂災害警戒区域等が下記の通り指定及び指定解除されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

- 指定地区 : 尾鷲市小脇町 外
北牟婁郡紀北町引本浦 外
- 指定年月日 : 令和5年2月3日
- 告示番号 : (指定) 三重県告示第60号、第61号
三重県告示第63号、第64号
(解除) 三重県告示第62号、第65号、第66号

- 県公報 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001058480.pdf>
- 指定区域図など https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

●退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R4.6.6	(2)3390	前田建材	前田 致
R5.2.7	(1)3586	光不動産	平田万希代

